＜第二次対応＞

○○県中小企業活性化協議会　御中

利用申請書

（単独型）

私（保証人）は、｢経営者保証に関する経営者保証ガイドライン｣（以下、｢経営者保証ガイドライン｣といいます。）に基づき、以下の者を主たる債務者とする保証債務の整理に関し、貴協議会の弁済計画策定支援（第二次対応）を申し込みます。

なお、私の資産及び負債の状況は別紙１及び２のとおりであり、現時点で予定している対象債権者は別紙５のとおりです。そのほか、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理に関する事項は、下記のとおりです。

私は、保証債務の整理に際しては、｢中小企業活性化協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順｣に従うとともに、経営者保証ガイドラインに従った弁済計画案を策定することを約します。

また、私は、別紙４に定義される反社会的勢力のいずれにも該当しないことを誓約します。

　　　　　　年　　　月　　　日

主たる債務者の名称

（※全ての主債務者を記載する）

保証人　　　　　（住　　所）〒

　　　　　　　　（氏　　名） 印

　　　　　　　　（生年月日）　西暦　　　　　年（昭和／平成　　年）　　月　　日

私（保証人支援専門家）は、本利用申請書（別紙１から５を含む。）の記載内容を確認し、保証人と連名で利用を申し込みます。

保証人支援専門家（住　　所）〒

　　　　　　　　（氏　　名） 印

※保証人・支援専門家とも、自署であれば押印は不要

記

**１．経営者保証ガイドラインの適用対象となる保証人の適格性（経営者保証ガイドライン第７項（１）イ）**

|  |
| --- |
| ①主たる債務者が、産業競争力強化法第２条第２２項に定義される「中小企業者」、または「常時使用する従業員数が３００人以下の医療法人」に該当するか（中小企業活性化協議会実施基本要領別冊２Ｑ＆Ａ・Ｑ10参照）。  □該当する　　　　　　　　　□該当しない  ※｢該当しない｣場合、中小企業活性化協議会の支援の対象となりませんので、保証人が本弁済計画策定支援を利用することはできません。（ただし、産業復興相談センターからの案件送付の場合は利用可能です。また、経営者保証ガイドライン自体の利用については別論です。）  ②保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業の経営者等に該当するか（経営者保証ガイドライン第３項（２）、経営者保証ガイドラインＱ＆Ａ・総論Ｑ４）。  □該当する　　　　　　　　　□該当しない  ※｢該当しない｣場合、主たる債務者との関係について記載してください。          ③主たる債務者および保証人の双方が弁済について誠実であり、財務情報等を適時適切に開示しているか（経営者保証ガイドライン第３項（３）、経営者保証ガイドラインＱ＆Ａ・各論Ｑ３－３、３－４）。  □該当する　　　　　　　　　□該当しない  ※｢該当しない｣と思われる場合、その内容を記載してください。 |

**２．主たる債務者の債務整理の状況**

|  |
| --- |
| 主たる債務者の法的債務整理手続又は準則型私的整理手続が申立後、係属中若しくは終結しているか（経営者保証ガイドライン第７項（１）ロ）。  （※主たる債務者が複数存在する場合は、その全てについてそれぞれ記載してください。）  主たる債務者の債務整理手続の内容：  　□法的債務整理手続 　　□破産手続　□民事再生手続　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）  　□準則型私的整理手続 　□協議会再生支援手続 　□中小企業の事業再生等に関するGL手続（□再生型私的整理　□廃業型私的整理） 　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  主たる債務者の債務整理手続の進捗状況：  □申立後開始前　　　□係属中　　　　□終結済み  　申立日：　　　　　　　　　　　　（※準則型私的整理手続の場合は申立日を省略可）  　開始日：  　終結日：  　（※破産手続開始決定書などを確認のうえ、記載してください。）  　（※主債務者の債務整理手続の申立てが未了の場合は、GL手続は開始できません（GL7(1)ロ）。）  主たる債務者の債務整理に関する特記事項など：  　（※必要に応じて、主債務者の破産申立書の陳述書の写し等を添付することも可能です。） |

**３．免責不許可事由に関する確認（経営者保証ガイドライン第7項（1）ニ）**

|  |
| --- |
| 破産法第２５２条第１項（第１０号を除く。）に規定される免責不許可事由（別紙３記載の事由）が生じておらず、そのおそれも無いか。  □無し　　　　　　　　 　　□有り  ※｢有り｣に該当する場合、免責不許可事由に該当する事由又はそのおそれのある事由の内容を記載してください。 |

**４．保証人の保有資産の確認**

|  |
| --- |
| 保証人の保有資産の総額が９９万円を超えているか。  □９９万円以下　　　　　　　□９９万円超 |

**５．特別法上の差押禁止財産の有無（小規模企業共済法に基づく共済金請求権等）**

|  |
| --- |
| 保証人が特別法上の差押禁止債権に該当する財産を保有しているか（例：小規模企業共済法に基づく共済金請求権）。  □保有している　　　　　　　□保有していない  ※｢保有している｣に該当する場合、以下の事項を記載してください。  　財産の内容：  　財産の金額：  　差押禁止の根拠法及び条文番号： |

**６．残存資産の範囲についての意向確認**

|  |
| --- |
| 保証債務の整理にあたり、保証人の保有資産のうち、破産法上の自由財産及び担保提供資産を超える一定の財産について、保証債務の履行の対象とせずに保証人の手元に残すことを希望するか。  　□希望しない　　　　　　　　□希望する  ※｢希望する｣に該当する場合、残すことを希望する財産の内容・根拠・理由を記載してください。 |

**７．対象債権者との間の良好な取引関係の確認**

|  |
| --- |
| 対象債権者とのこれまでの取引関係に鑑み、信頼関係の構築に不安や懸念があると思われる事由の有無。  □無し　　　　　　　　　　　□有り  ※｢有り｣に該当する場合、対象債権者との間で信頼関係の構築に不安や懸念がある事由の内容を記載してください。 |

以上

**利用申請書（単独型）記載のチェックリスト**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **チェック項目** | **チェック欄** |
| １ | 保証人が、保証債務の整理について、本手順に従うとともに、経営者保証ガイドラインに従った弁済計画案を策定することを確認した。 |  |
| ２ | 経営者保証ガイドラインの適用対象となる保証人の適格性の各要件（①～③）の有無をチェックした。  また、「該当しない」場合、その内容等を記載した。 |  |
| ３ | 主たる債務者の債務整理手続の内容、進捗状況及び特記事項について記載した。 |  |
| ４ | 別紙３を確認のうえ、「保証人に免責不許可事由が生じておらず、そのおそれも無いか」どうかをチェックした。  また、「有り」に該当する場合、その内容を記載した。 |  |
| ５ | 保証人は、利用申請に近接する時点における保有する資産の内容を別紙１「資産に関する状況」に、負債の内容を別紙２「負債に関する状況」に正確に記載した。 |  |
| ６ | 保証人の保有資産の総額が９９万円を超えているか否かをチェックした。 |  |
| ７ | 保証人が特別法上の差押禁止債権に該当する財産（例：小規模企業共済法に基づく共済金請求権）を保有しているか否かをチェックした。 |  |
| ８ | 残存資産の範囲の意向について、「破産手続における自由財産及び担保提供資産を超える一定の財産について、保証債務の履行の対象とせずに保証人の手元に残すことを希望するか否か」をチェックした。  また、残すことを希望する場合、残すことを希望する財産の内容・根拠・理由を記載した。 |  |
| ９ | 対象債権者とのこれまでの取引関係に鑑み、信頼関係の構築に不安や懸念があると思われる場合、その内容を記載した。 |  |
| １０ | 別紙５「対象債権者リスト」に対象債権者として予定する債権者等を全て記載した。 |  |
| １１ | 所定の利用申請書に、日付を記載し、主たる債務者名、保証人の住所、氏名、生年月日、保証人支援専門家の住所、氏名を記載した。 |  |

破産法第２５２条第１項（第１０号を除く。）に規定される免責不許可事由

|  |  |
| --- | --- |
| 第１号 | 詐害目的での財産の不利益処分（資産の隠匿、損壊、廉価売却等） |
| 第２号 | 不当な債務負担行為（破産手続遅延目的による不利益債務負担行為等） |
| 第３号 | 不当な偏頗行為（非義務行為についての偏頗弁済等） |
| 第４号 | 浪費、賭博その他射幸行為 |
| 第５号 | 詐術による信用取引（氏名・収入・他からの債務額等について事実と異なる申告をして借り入れたり、商品を購入したりしたこと等） |
| 第６号 | 帳簿隠滅、偽造、変造行為（税務申告書の隠滅、偽造等） |
| 第７号 | 虚偽の債権者名簿提出行為 |
| 第８号 | 裁判所に対する破産手続上の説明義務違反 |
| 第９号 | 破産管財人等に対する不正な手段による職務妨害行為 |
| 第１１号 | 破産管財人に対する破産手続上の説明義務違反等 |

反社会的勢力の定義

反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二　暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三　暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

四　暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

五　総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

六　社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

七　特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

八　前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること

ロ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

ニ　前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ホ　その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること